



日本法教育研究センターコンソーシアム 年報

2023年度









2024年12月 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

I. 組織編	
1 . 沿革	4頁
2. 組織	7頁
Ⅱ. 活動編	
1. コンソーシアム活動	14 頁
2. 各センターの活動	23 頁
日本法教育研究センター・コンソーシアム規約	37 頁

I. 組織編

1. 沿革

1. 設立の経緯

(1) 法整備支援と人材育成

1990 年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

(2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999 年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA 長期研修員制度、人材育成支援無償(JDS)事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献が限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

(3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センターに

日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

(4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつくられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

(5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

2. 関連年表

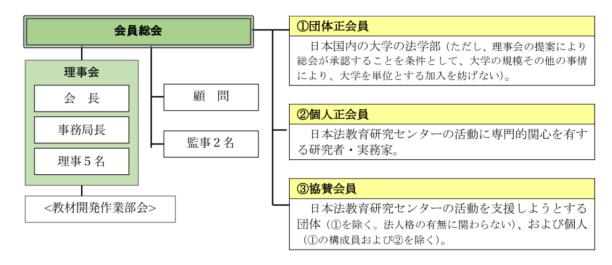
1948年	名古屋大学法経学部設立(後に法学部と経済学部に分離)。
1991年	ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研
	究教育事業(APプロジェクト)基金設立。
1995年	名古屋大学とガジャマダ大学とが全学協定締結。
1998年	名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
1999年	★ 名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。
	★ 名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
2000年	■■名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。
	二 名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
2001年	■名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
2005年	■最初の日本法教育研究センターとして <u>ウズベキスタン・日本法教育研究センター</u> 開設。
2006年	名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。
	■■名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。
	■ モンゴル・日本法 教育研究セン ター開設。
2007年	★ベトナム (ハノイ)・日本法教育研究センター開設。
2008年	<u>本</u> カンボジア・日本法教育研究センター開設。
2012年	★ベトナム (ホーチミン)・日本法教育研究センター開設。
2013年	▲ 名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。
	■名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。
	○ ミャンマー・日本法律研究センター開設。
2014年	<u>インドネシア・日本法教育研究センター</u> 開設。
	<u>ラオス・日本法教育研究センター</u> 開設。
2016年	名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。

2017年 <日本法教育研究センター・コンソーシアム>設立。

2. 組織

1. コンソーシアム

(2) 運営組織図



(2) 顧問・役員・作業部会委員

(2023年度) (2023年6月29日総会決定)

○顧問 森嶌 昭夫 (名古屋大学名誉教授/弁護士)

○会長 鮎京 正訓 (愛知県公立大学法人理事長)

○事務局長 小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

○理事 中村 正人 (金沢大学人間社会研究域法学系教授)

矢野 昌浩 (名古屋大学大学院法学研究科長)屋敷 二郎 (一橋大学大学院法学研究科長)

武田 邦宣 (大阪大学法学部長)

松尾 弘 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

○監事 須網 隆夫 (早稲田大学法学学術院教授)

徳本 穣 (九州大学大学院法学研究院長)

○オブザーバー団体 (2023 年度)

法務省法務総合研究所国際協力部 (2018年2月13日承認)

日本弁護士連合会 (2018年6月4日承認)

独立行政法人国際協力機構 (2018年7月10日承認)

公益財団法人国際民商事法センター (2018年8月8日承認)

○教材開発作業部会 (2018年2月13日設置)

委員長 村上正子(名古屋大学大学院法学研究科教授)

委員 上地一郎(松陰大学経営文化部教授)

小川祐之(常葉大学法学部准教授)

傘谷祐之(名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

國分典子(法政大学法学部教授)

杉田昌平(弁護士法人 Global HR Strategy 代表弁護士)

中村真咲(名古屋経済大学経営学部教授)

(2) 会員

(2023年度)

≪団体正会員≫ 18 団体

名古屋大学大学院法学研究科

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

九州大学大学院法学研究院

大阪大学法学部

早稲田大学法学学術院

慶應義塾大学大学院法務研究科

一橋大学大学院法学研究科

関西大学法学部

朝日大学法学部

立命館大学法学部

名古屋経済大学

広島大学大学院法務研究科

金沢大学人間社会学域法学類

西南学院大学法学部

北海道大学大学院法学研究科

関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

※申込受付順

≪個人正会員≫

36名

≪団体協賛会員≫ 23 団体

株式会社 TKC

矢橋ホールディングス株式会社

ヤバシインターナショナル株式会社

矢橋林業株式会社

矢橋工業株式会社

三星砿業株式会社

TMI 総合法律事務所

大江橋法律事務所

株式会社有斐閣

信山社出版株式会社

株式会社判例時報社

株式会社日本評論社

株式会社名南精密製作所

株式会社千年社

株式会社十六銀行

株式会社十六総合研究所

ブラザー工業株式会社

TSUCHIYA 株式会社

株式会社大垣共立銀行

特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律

研究所

税理士法人 成和

株式会社サーテックカリヤ

加山興業株式会社

※申込受付順

≪個人協賛会員≫

5名

2. 各国センターの概要

ウズベキスタン (タシケント)



設立先大学: タシケント国立法科大学

設立年月日: 2005 年 9 月 7 日

教員数(2024年3月末現在):日本語講師7人(うち 日本人1人、現地人6人)、日本法講師2人(う

ち日本人1人、現地人1人)

学生数 (同上): 1 年生 21 人、2 年生 12 人、3 年生

15人、4年生14人

モンゴル (ウランバートル)



設立先大学:モンゴル国立大学法学部

設立年月日:2006年9月7日

教員数 (2024年3月末現在):日本語講師8人 (うち 日本人5人、現地人3人)、日本法講師4人 (う

ち日本人1人、現地人3人)

学生数(同上):1年生9人、2年生4人、3年生11

人、4年生9人、5年生8人

ベトナム (ハノイ)



設立先大学:ハノイ法科大学 設立年月日:2007年9月7日

教員数 (2024年3月末現在):日本語講師6人(うち 日本人2人、現地人4人)、日本法講師3人(う

ち日本人1人、現地人2人)

学生数(同上):1年生14人、2年生7人、3年生

11人、4年生10人

カンボジア (プノンペン)



設立先大学: 王立法経大学 設立年月日: 2008 年 9 月 5 日

教員数(2024年3月末現在):日本語講師4人(うち 日本人3人、現地人1人)、日本法講師1人(う

ち現地人1人)

学生数 (同上): 1 年生 11 人、2 年生 20 人、3 年生

4人、4年生2人

日本法教育・研究センターは、アジアの 7 カ国 8 カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

ベトナム (ホーチミン)



設立先大学:ホーチミン市法科大学

設立年月日: 2012 年 1 月 7 日

教員数: ——

学生数: (教育機能は持たない)

ミャンマー (ヤンゴン)



設立先大学:ヤンゴン大学

設立年月日: 2013 年 6 月 29 日

教職員数:(2024年3月末現在): 2人(うち現地人

2人)

学生数: ―― (教育機能は持たない)

インドネシア (ジョグジャカルタ)



設立先大学: ガジャマダ大学 **設立年月日**: 2014年1月12日

教員数: ----

学生数: ――― (教育機能は持たない)

ラオス (ヴィエンチャン)



設立先大学: ラオス国立大学 **設立年月日**: 2014年2月28日

教員数: ——

学生数: ―― (教育機能は持たない)

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。

_	12	_

Ⅱ. 活動編

1. コンソーシアム活動

1. 活動計画

(2023年6月29日総会決定)

- (1) CJL 学生の日本の大学での受入
 - ○CJL 修了生を留学生として受入(随時)
 - ⇒ 3年生長期受入れ学生との交流会
 - ⇒ 留学生受入を希望する大学による個別説明会開催
 - ○CJL 学生との交流
 - ⇒ 学年論文発表会
 - ⇒ スクーリング講師派遣
 - ⇒ CJL 修了生による研究報告・スモールトーク
 - ○日本語で日本法を学ぶための教材開発
 - ⇒ 試用中の教材の再改訂に向けた準備
 - ○教科書購入
 - ⇒ 学生配布用・4年次教科書(野村豊弘『民事法入門〔第8版補訂版〕』(有斐閣、2022年) の購入
- (2) アジアで活躍する次世代の法学研究者・実務家の育成
 - ○日本法講師体験(毎年)
 - ○法整備支援連携企画サマースクール「アジアの法と社会」(毎年)
 - ○ワークショップ「留学生と学ぶ アジア諸国のローカル言語・文化」
 - ○その他活動
- (3)アジア法・法整備支援研究
 - ○交流勉強会の開催
- (4) 企業向け活動
 - ○留学生との交流会、各種セミナー等
- (5) その他
 - ○CJL 特任講師との交流会
 - ○シンポジウム開催

- ○コンソーシアム年報の刊行
- ○協賛会員加入促進
 - ⇒ コンソーシアム年報刊行
 - ⇒ コンソーシアムニュースレター配信
 - ⇒ コンソーシアム会員ニーズ調査 (オンラインの活用)
 - ⇒ 学生配布用・4年次教科書(野村豊弘『民事法入門〔第8版〕』(有斐閣、2019年) 購入

2023 年度の活動

■ 2023 年度理事会

日時: 2023年6月12日(月)16:30~18:00

会場:Zoomによるオンライン開催

2023 年度総会に提案する事項につき、役員で協議した。

■ 2023 年度総会

日時: 2023年6月29日(木)16:30~18:00

会場:Zoomによるオンライン開催

審議事項:

(1) 会員の承認

- (2) 2022 年度決算
- (3) 2023 年度活動計画
- (4) 2023 年度予算
- (5) 役員選出
- (6) その他

報告事項:

(1) 2022 年度活動報告

その他

■ ワークショップ「留学生と学ぶアジア諸国のローカル言語・文化

(春学期) ウズベク語:5月12日(金)、19日(金)、26日(金)

講師:ラヒムベルガノフ・ハサンボイ

モンゴル語:6月8日(木)、15日(木)、22日(木)

講師:ボヤンジャルガル・ソヨルエルデネ、エルデネバートル・エルフビルグーン、ダシニャ

ム・ホラン

ベトナム語:7月14日(金)、21日(金)、28日(金)

講師:ファン・ダン・ホアン・チュック、ルオン・ティ・ヒエン、フオン・ゴック・リン

(秋学期) ラオス語:11月10日(金)、17日(金)、24日(金)

講師:ピラチャン・ソムサワート、ピラチャン・ソムサワット

カンボジア語:12月7日(木)、14日(木)、21日(木)

講師: クム・カエマリー

■ 特任講師との懇談会「学年論文指導で抱える課題」

日時:2023年8月2日(水)15:00~17:00

会場:名古屋大学アジア法交流館(2階) カンファレンスルーム&Zoom によるオンライン (ハイブリッド 形式)

テーマ:

CJL3 年次に執筆している学年論文を指導する際に、特任講師が様々な課題に直面するが、それをどう克服したのか、また今後の改善のために、参加者同士で意見交換を行う。

プログラム:

- ・学年論文で求めるものは何か(村上正子・CALE センター長)(5分)
- ・名古屋大学大学院法学研究科・CALE 教員から今年度の学年論文へのコメント(15分)
- ・各センターの経験(各10分)
- 自由討論(60分)
- 法整備支援連携企画・サマースクール「アジアの法と社会 2023—アジア諸国における判決の書式・構成」

日時: 2023 年 8 月 7 日 (月)、8 日 (火)

会場:Zoomによるオンライン開催

主催:名古屋大学大学院法学研究科/法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催:公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、

後援:独立行政法人国際協力機構(JICA)、愛知県弁護士会

8月7日 (1日目):

第一部

10:30~10:45 開会挨拶・趣旨説明

10:45~11:15 講義①「日本の判決文の特徴」村上正子(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 /名古屋大学大学院法学研究科教授)

11:15~11:45 講義②「社会主義国の判決文の特徴:ソ連の場合」杉浦一孝(名古屋大学名誉教授)

11:45~12:30 質疑応答・総括

第二部

テーマ:学生セッション「法整備支援対象国の民事第一審手続きの流れ」

14:00~14:15 趣旨説明

14:15~15:15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生による発表 (ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオス)

15:25~16:25 グループ交流

16:25~16:40 総括

8月8日 (2日目):

第三部

14:00~14:15 趣旨説明

14:15~14:35 講義③「カンボジアの判決の書式・構成」トリー・バリアン(カンボジア王国弁護士、 名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了)

14:35~14:55 講義④「ベトナムの判決の書式・構成」トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ(ベトナム社会主義共和国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了)

14:55~15:15 講義⑤「モンゴルの判決の書式・構成」ニャムスレン・ノロブサンボー(モンゴル国立 大学法学部講師、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了)

15:15~15:35 講義⑥「ウズベキスタンの判決の書式・構成」ヤラシェフ・ノディルベック(ウズベキスタン共和国弁護士、早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了)

15:35~16:20 質疑応答・総括

■ 2023 年度日本法教育研究センター「学年論文発表会」(オンライン)

日付:2023年8月6日(日)

14:00~14:10 趣旨説明

14:10~15:50 各グループ発表

15:50~16:20 全体討論

時間	14:10-14:35	14:35-15:00	15:00-15:25	15:25-15:50
A	U ウスモノフ・シディック	M オチゲレル・アナル「モンゴ	U ユスボワ・シャフ	M モンゴルフー・デルゲ
	「ウズベキスタンにおけ	ルにおける男女平等原則の	ロ「ウズベキスタ	ルムルン「モンゴルにお
	る宗教の自由の問題」	問題ーダルハンベル賞に関	ン共和国の国家環	ける森林資源の保護に
		する諸問題の検討を中心とし	境委員会の活動で	関する問題一天然資源
		てー」	発生した問題」	利用料の適正利用の問
				題を中心にして一」
В	U ソビロブ・ティムール	V チャン・ミン・ティン「ベトナ	V グエン・トゥ・チャ	∇ ファム・ゴック・タイン・
	「ウズベキスタンにおけ	ムにおける障害者雇用問題」	ン「グラブ運転手の	チュック「ベトナムにおけ
	る現地労働者の雇用権		労働者性の問題」	る未成年労働者をめぐ
	を優先する問題」			る問題」
С	M エンフボルド・オユン	M ムンフサイハン・ヘルレン	V ズオン・ティ・ガッ	V ダン・ティ・ホン・ヴァン
	プレブ「モンゴルの消	「モンゴル民法における贈与	ト 「定型約	「ベトナムにおける P2P
	費貸借契約における高	契約の条文の解釈に関する	款の変更をめぐる	レンディングに関する問
	金利設定の問題ーモン	問題一民法 280 条 1 項 1	問題」	題」
	ゴル民法 282 条 2 項	号を中心として一」		
	を中心にして一」			

D	U サリボイェフ・ドストン	U クルボノワ・コミラボヌ「建	M ナランバータル・	M アリウンバヤル・バト
	ベック「ウズベキスタンに	設分担契約におけるデベロッ	ナランエルデネ「未	アリウナー「アパートの
	おける賃借権に関する	パーから買主への住戸の所	完成建築物の登記	面積が売買契約上と実
	問題」	有権移転問題」	に関する問題」	際で一致しない問題ー
				モンゴル民法第 255 条
				1項1号の解釈の問題
				を中心にして一」
Е	Μ ガンホヤグ・ウリン	M エネビシ・ムンフジャルガ	U ボボクロワ・マデ	U オリンバエワ・ムカッ
	「子どもの土地所有権の	ル「モンゴルにおける外貨で	ィナ「ウズベキスタ	ダス「ウズベキスタンに
	無償取得に関する問題」	の支払履行の為替相場の時	ンにおける裁判所	おける妨害排除請求権
		期の選択の問題ーモンゴル	による精神的損害	の問題」
		国民法第 218 条 1 項の解釈	賠償に関する問	
		を中心にして一」	題」	
F	M オユントヤ・バトオル	M ツォルモンバータル・サラ	V レ・ドゥック・ホア	U ヤヒヨエフ・イクロム
	ギル「モンゴルにおける	ンゴア「モンゴルにおける政治	ン 「ベトナムに	「ウズベキスタンの倒産
	付加価値還付の問題-	的に影響力がある人の職権	おける外国仲裁判	法における再生の問題」
	付加価値税法 15 条 2	乱用罪に対する刑罰の問題	断の承認・執行の	
	項2号	ーモンゴル国刑法第 22 条 1	問題」	
		項3号を中心にして一」		

■ 名古屋大学への3年生長期受入れ

期間: 2023年9月~2024年8月

クルボノワ・カミラボヌ、ユスボヴァ・シャフロ (ウズベキスタン)

アリウンバヤル・バトアリウナー、ナランバータル ナランエルデネ (モンゴル)

グエン・トゥ・チャン、ファム・ゴック・タイン・チュック (ベトナム)

■ CJL 修了生による研究報告会

日時: 2023年9月21日(木)13:00~14:30

会場:Zoomによるオンライン開催

主催:日本法教育研究センター・コンソーシアム、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)、

報告者: 各30分(報告15分、質疑応答15分)

アガフロヴァ・ルジグル (ウズベキスタン)

「ウズベキスタンにおける裁判官の懲戒制度の問題―ロシア法からウズベキスタン法への示唆―」 ガンゾリグ・サイハンゾル (モンゴル)

「競争法の域外適用について一効果理論の問題を中心として一」

ルオン・ティ・ヒエン (ベトナム)

「ベトナムにおける土地回収と損失補償の問題―日越比較の視点からの考察―」

■ 法科大学院修了生オンライン日本法講師体験

江間裕子(金沢大学法科大学院修了生)(モンゴル・カンボジア派遣、2023年9月25日~11月16日) 木場優太(名古屋大学法科大学院修了生)(ベトナム・カンボジア派遣、2023年9月25日~11月16日) 西原圭亮(名古屋大学法科大学院既習2年)(ウズベキスタン・モンゴル派遣)、2023年9月25日~11月16日)

※2023 年度より、司法試験制度変更にともない、対象を法科大学院最終年度在籍生にも拡大。

※派遣先は、講師体験を実施したセンター。実施期間は、オリエンテーション、授業見学、模擬授業及び 講師体験を実施した期間。

■ 金沢大学学生と3年生長期受入れ学生・CJL 修了生との交流会

目付: 2024年2月18日(日)~19日(月)

金沢市内での社会文化活動、金沢大学法学類学生との交流(テーマ:死刑制度)

■ 短期セミナー

日付:2024年2月26日(月)~3月8日(金)

- 講義
- (a) 刑事訴訟法(名古屋大学・宮木康博教授)(ゼミ生との交流含む)※団体正会員
- (b) 会社法(一橋大学·得津晶教授)※団体正会員
- (c) 比較法ディスカッション(名古屋大学・松尾陽教授)※団体正会員
- (d) 弁護士の業務 (TMI 総合法律事務所名古屋/ホーチミンオフィス・白井紀充弁護士、小林亮弁護士、 野口哲郎弁護士) ※団体協賛会員
- (e) 刑事法入門(長崎大学·河村有教准教授)
- 見学訪問
- (a) 名古屋地方裁判所(施設見学、裁判傍聴)
- (b) 名古屋刑務所(施設見学)
- (c) 十六銀行(銀行の海外ビジネスサポート業務講義・討論)※団体協賛会員
- 学年論文中間発表会
- 名古屋大学付属中学・高等学校での授業参加・口頭発表(英語)
- ホームステイ(受入先:日越友好愛知県議会議員連盟、一宮市国際交流協会、かにえ国際交流友の会、 幸田町国際交流協会)
- 文化発表会

■ スクーリング

ウズベキスタン:カライスコス・アントニオス (龍谷大学法学部・教授)、民法、2024年2月18日~23日 モンゴル:八並廉(九州大学法学研究院・准教授)、国際私法、2024年3月26日~30日※団体正会員、コ

ンソーシアムより旅費支出

ベトナム: 栗田佳泰 (新潟大学法学部・教授) 憲法、2024年3月26日~30日

カンボジア: 牛嶋仁 (中央大学法学部・教授) 行政法、2024 年 3 月 11 日~14 日※個人正会員、コンソー

シアムより旅費支出

3. 2023 年度決算

1.収入の部

項目	予算	決 算	差額	備考
1. 年会費	2,000,000	1,921,000	△ 79,000	
団体正会員	450,000	450,000	0	16団体(15口)
個人正会員	180,000	165,000	△ 15,000	33名
団体協賛会員	1,350,000	1,290,000	△ 60,000	21団体39口
個人協賛会員	20,000	16,000	△ 4,000	3名16□
2. 寄付	a	o	0	
3. セミナー参加費	o	o	0	
4. 刺子	0	26	26	
収入合計 (A)	2,000,000	1,921,026	△ 78,974	
繰越金	2,328,815	2,328,815	0	
収入合計[(A)+繰越] (B)	4,328,815	4,249,841	△ 78,974	

Ⅱ. 支出の部

項目	予 算	決 算	差額	備考
1. GJL学生の目本の大学での受入れ	1,579,280	618,652	960,628	
・旅費(長期受入れ学生との交流 国内旅費)	264,000	О	264,000	末延財団助成金にて実施
・旅費(スクーリング講師派遣)	800,000	554,500	245,500	
・旅費(教材の質フォローアップのための情報交換)	1 44,000	0	144,000	
・謝金(教材再改訂への準備)	300,000	0	300,000	末延財団助成金にて実施
・4年生への教科書配付(野村豊弘「民事法入門・第8版」)	71,280	64,152	7,128	
2. アジアで活躍する次世代の法学研究者・実務家の育成	36,450	48,000	△ 11,550	
・謝金(サマースクール)	36,450	48,000	△ 11,550	
3. アジア法・法整備支援研究	372,000	198,900	173,100	
·謝金(交流勉強会講演)	72,000	О	72,000	
・現地拠点対応コーディネーター費用	300,000	198,900	101,100	
4. 企業向け活動				
5. 專務局経費	1,393,600	1,111,293	282,307	
·事務処理経費(4-3月)	873,600	873,600	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	320,000	213,800	106,200	
· 雑費(消耗品、郵送代、印刷費等)	200,000	23,893	176,107	
8. その他	540,000	23,620	516,380	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	240,000	23,620	216,380	
·予備費	300,000	0	300,000	
支出合計 (C)	3,921,330	2,000,465	1,920,865	
収支差額 (A)-(C)	△ 1,921,330	△ 79,439	△ 1,999,839	
収支差額(次年度繰越金) (B)-(C)	407,485	2,249,376	1,840,949	

2. 各センターの活動

1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターのうち、教育機能をもつセンターでは、次の教育活動を行っている。

(1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



日本法教育研究センター 現地大学

(2) 学期

各センターでは、8-9 月頃から 1-2 月頃までが前期、2-3 月頃から 6-7 月頃までが後期である。

(3) 各年次の教育内容

<入学~1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約 20-40 名を選抜する。選抜された学生

たちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4 年間(モンゴルのみ現地 大学のカリキュラムに合わせて5年間)の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動 に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

<2 年次>

(前期)

●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

日本史:日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

公民:日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原理(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本 の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

★2 年生日本語到達目標★

聞く: 教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な 話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む: 事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す:社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く:社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテクストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

<3 年次>

●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを、法の概念、憲法総論 I 、権力分立、政治、司法、人権保障、比較法入門の7つのセクションに分けて学ぶ。

●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関

して日本語でまとめる「学年論文」を 1 年間かけて執筆する。分量は、5,000~8,000 字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを目指す。学年論文のテーマとして選んだ法的問題の自国での重要性を社会背景、法実務、法理論の各側面から説明し、その問題に対して自分なりの提案をする。

●短期研修(旧夏季セミナー、3年次修了時(8月)から学期中(2または3月)に変更)

各センターの優秀な学生上位 5 名程度を選抜し、日本での約 2 週間の研修を実施する。滞在中は、 講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

●長期研修(約1年間の交換留学(9月~8月))

各センターの優秀な学生上位2名程度を選抜し、オンライン事前活動5ヶ月、名古屋大学での交換留学11ヶ月の約1年半にわたる長期研修を実施する。名古屋大学で法学・日本語の講義を履修し、単位を取得する。

★3 年生日本語到達目標★

聞く:専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90 分程度の講義の全体の 流れが理解できる。

読む:自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。 ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す: 法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く:レポートを書くときに、様々な選択肢の利点と不利な点を整理し、根拠を提示しながら、 ある視点に賛成・反対の理由を上げる。

<4 年次>

●野村豊弘『民事法入門(第8版補訂版)』(2022年、有斐閣)

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民事法入門を学ぶ(スクーリング実施時には、民事法入門 の学習は終了している。)。

> 第1章 民事法 第2章 民法と民法典 第3章 権利と義務 第4章 法律行為 第5章 代理 第6章 時効 第7章 契約 第8章 所有権 第9章 不法行為 第10章 事務管理・不当利得 第11章 債務の弁済 第12章 家族 第13章 親子・扶養 第14章 相続 第15章 団体 第16章 権利の実現

●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月か

ら2月にかけて実施される。

●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

★4 年生日本語到達目標★

聞く:自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む:専門に関するコントロールされていないテクストを、その種類にあわせて読み方を変え ながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語な どに関しては補助が必要な場合がある。

話す:専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、 準備すれば行うことができる。

書く:複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテクストを書くことができる。様々な情報 や議論を評価した上で書くことができる。

(4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の2科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通した母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1)憲法と民法が日本法の中心科目であること、2)日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3)国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力

(5) スクーリング

を身に着けさせることが望ましいと考えた。

スクーリングは、3年次および4年次(モンゴルは5年次も含む)の学生を対象として実施する集中講義(2コマ×3日間程度)であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

2. 各センターの活動

✓ ウズベキスタン

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける最難関の法学高等教育機関であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は1875年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。9月には修了生1名が名古屋大学大学院に留学し、3年生2名が名古屋大学、1名が創価大学に留学した。2024年2月下旬から3月上旬に、3年生5名が名古屋大学の短期研修プログラムに参加するために渡日した。3月初めにはタシケント国立法科大学にて第32回ウズベキスタン国内日本語弁論大会が開催され、センターより2名が参加し、1名が5位入賞で中央アジア大会に進み、もう1名が特別賞を受賞した。



巻き寿司体験会(2023年5月)



松尾先生による授業 (2023年11月)



新入生歓迎パーティー (2023年11月)



短期研修プログラム@名古屋大学(2024年2月)



日本語弁論大会 **②タシケント国立法科大学** (2024年3月)

✓ モンゴル

1942 年に設立されたモンゴル国立大学は、モンゴルで最も長い歴史を誇る大学であると共に、国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、同大学法学部比較法学科の正規コースの1つとして位置づけられており、その履修科目の全てが卒業単位として認定されている。

2023 年度の授業は滞りなく行われ、2023 年 6 月には小林弘之駐モンゴル特命全権大使をはじめとする多数のご来賓・関係者のご臨席の下、第 13 期生の修了式を挙行することができた。2023 年 9 月には、従来の法学部校舎の取り壊し・新築計画に伴い、法学部全体が国立ウランバートル大学校舎(現在はモンゴル国立大学ウランバートル校に改組)へと移動することとなったが、引っ越し作業やその後の環境整備等に対して、センターの学生が一生懸命に取り組む様子が印象的であった。また、これにより 2 つの校舎の移動時間が発生することとなったものの、そうした負荷に堪えつつ、日々の学習により自主的に取り組む姿が見られるようになり、空き時間を使って教室や職員室で自学自習に励む学生も多く見られた。



13 期生修了生(2023年6月)



仮校舎 (ウランバートル大学) への引越作業 (2023 年 9 月)



1 年生歓迎会 (2023 年 10 月)



図書寄贈式 (2024年2月)



避難訓練を終えて(2024年3月)

✓ カンボジア

カンボジア・王立法経大学は、1949年に設立された国内で最も古い高等教育機関を前身とする。現在は、法、行政、経営経済、経済情報の4つの学部を擁し、学生数は1万人を超える。センターは、法学部及び行政学部の学生を対象に日本語・日本法教育を提供している。

カンボジアセンターは、2008年に開所し、コンスタントに修了生を輩出してきた。

2020 年初頭から始まったコロナ禍の影響により、センター運営も順調とは言い難い期間もあったが、オンラインの活用等様々な取り組みを通じて、無事 15 年目を迎えることができた。

Covid-19 の影響で学生募集自体を行えず閑散とした時期があったものの、2023 年 8 月に 1 年間の長期留学から 4 年生が帰国し、現在は全学年が在籍している。先輩の影響は大きく、連日多くの下級生が先輩の助言を求め図書室に集まり、学年の垣根を越え自主学習に励む姿が見られるようになった。カンボジアセンター成果発表会、王立法経大学の Education Fair 等への参加を通じて、精力的にセンターの魅力を伝えてくれている。今後も同学年だけではなく、他学年とのつながりを大切にしながら勉学に励んでもらいたい。





お好み焼パーティーで納豆に挑戦中 (2023年10月)



成果発表会集合写真(2023年9月)



Education Fair 集合写真 (2023年11月)

✓ ベトナム (ハノイ)

センターのあるハノイ法科大学は、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司 法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、学生数 は約1万人である。

ベトナムは、経済発展のスピードがかなり速く、日本の企業も多く進出している。その関係で、日本の大手法律事務所もベトナムに拠点を置いており、その事務所で、日本法教育研究センターの修了生が数多く雇用されている。2023年にハノイセンターはJICA、日本の大学、法律事務所、企業等と連携し、多くの特別講義・セミナー・学生交流の機会を持った。



4年生修了式(2023年5月)



外務大臣賞受賞伝達式 (2023 年 5 月) 写真:在ベトナム日本国大使館提供



東大生との交流 (2023年8月)



RILAP 先生方による特別講義 (2023 年 9 月)



1年生歓迎会(2023年11月)

✓ ベトナム (ホーチミン)

センターのあるホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部の代表的な法律専門大学である。フランス語・英語で法律を学ぶ外国語教育に力を入れている。センターへの需要は高かったものの、2020年度を最後に名古屋大学による日本語による日本法教育の提供は終了した。ホーチミンセンターは、今後教育センターとしてではなく、研究センターとして運営されることになった。

✓ ミャンマー

ヤンゴン大学は、1920年に設立されたミャンマーで最も古い国立総合大学である。2013年以前は20研究科から構成される大学院大学であったが、同年12月から学部教育を開始した。また、同年に名古屋大学との学術交流協定を締結したが、これはミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定である。

センターは、特任教員を配置し、研究交流を中心とする活動を行っている。憲法、会社法などを中心とした研究活動を実施している。2016~2020年度は、文部科学省・世界展開力強化事業により、ヤンゴン大学からの長期留学および名古屋大学からの短期派遣を実施し、積極的に学生交流を行った。

✓ ラオス

ラオス国立大学法律政治学部は、1986年に司法省の下に設置された法律学校が前身であり、1997年にラオス国立大学に編入されてその一学部となった。ラオス国立大学は、1996年に設置されたラオスで初めての総合大学である。法律政治学部には、民法、刑法、ビジネス法、政治、国際関係の5つの学科が設置されており、約2,800名の学生が在籍している。

センターは、学生に対する日本語教育を 2018 年 12 月まで実施した。また、2016~2020 年度は、文部科学省・世界展開力強化事業により、ヤンゴン大学からの長期留学および名古屋大学からの短期派遣を実施し、積極的に学生交流を行った。

✓ インドネシア

ガジャマダ大学は、1949 年に設立されたインドネシアで最も歴史のある大学のひとつである。広大なキャンパスに 18 学部・25 以上の研究所を有し、約 2,300 名の教員と約 55,000 名の学生が在籍している。インドネシアで最大規模の大学であり、かつ、もっとも権威ある大学である。

これまで、センターでは、ガジャマダ大学法学部および社会政治学部と協力して、国際セミナーを 開催してきた。

3. 活動の成果

(1) 各センターの修了者数

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年 10 名前後の修了生を送り 出している。修了生の総数は、2024 年 3 月現在、435 人を数える。修了者の一部は、名 古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他 の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽 くしている。

表 1 各センターの修了者数 (2023年7月現在)

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007 年度	3 人				
2008 年度	9人				
2009 年度	5 人				
2010 年度	9 人				
2011 年度	5 人	7 人	9人		
2012 年度	6 人	9 人	13 人	8 人	
2013 年度	4 人	7 人	9人	8 人	
2014 年度	3 人	8 人	6 人	9人	
2015 年度	4 人	6 人	11 人	7人	6 人
2016 年度	4 人	4 人	10 人	8人	7 人
2017 年度	2 人	4 人	13 人	8人	6 人
2018 年度	3 人	8 人	11 人	12 人	6 人
2019 年度	5 人	7 人	12 人	11 人	7 人
2020 年度	2 人	10 人	9 人	6 人	5 人
2021 年度	6 人	12 人	11 人	6人	
2022 年度	4 人	6 人	8人	5 人	
2023 年度	7人	8 人	11 人		
計	81 人	96 人	133 人	88 人	37 人

(2) 博士号取得者

センター設立から 7 年を経た 2012 年以降、2023 年 3 月現在までに、以下に掲げる修 了生が博士号を取得した。

- Umirdinov, Alisher Isoqjonovich「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権: ウズベキスタンを素材として」(名古屋大学、2012 年 9 月、博士 (比較法学))。
- RASULOV, Muhammadjon「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題: 日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(名古屋大学、2013 年 9 月、博士 (比較法学))。
- SAPYAZOVA, Gyuzel "Interrelationship Between Constitutionalism and Political Parties in Uzbekistan: Comparative Review with Russia and Germany-"(名古屋大学、2014 年 3 月、博士(比較法学))。
- Jurabek, NEMATOV「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題:旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(名古屋大学、2014年9月、博士(比較法学))。
- CHEA, Seavmey 「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究:差別的取扱判断基準を中心に」(名古屋大学、2017年9月、博士(比較法学))。
- リム・リーホン「カンボジアにおける司法の独立とアカウンタビリティ:日・仏・英との比較を中心に」(名古屋大学、2018年5月、博士(比較法学))。
- ガンホヤグ・ダワーニャム「環境汚染の局面における親会社責任の法律構成:モ米日法 比較考察を中心に」(名古屋大学、2019年3月、博士(比較法学))。
- TRUONG, Thi Thu Hoai「ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる法的課題の検討:日欧越比較を通じて」(名古屋大学、2019年9月、博士(比較法学))。
- SREANG, Sim「労災補償と損害賠償との関係: カンボジア・アメリカ・日本の比較から」 (名古屋大学、2020年10月、博士(比較法学))。
- Umirov, Fakhriddinovich Fitrat「憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究:日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。
- Battulga, Dulguun「モンゴルにおける不利益処分手続の生成と展開: 2015 年行政一般法 を画期とした転回と歴史的遺産」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。
- SOM RATANA 「自動車事故責任についての実践的な制度設計の試み:カンボジアと日本との比較検討をふまえて」(神戸大学、2021年3月、博士(法学))。
- バータル, ノムン「整理解雇に関する日蒙比較法研究」(名古屋大学、2022 年 10 月、博士 (比較法学))。

- CHINKET, Metta「カンボジアにおける行政紛争処理制度の研究」(名古屋大学、2022 年 10 月、博士 (比較法学))。
- EAN, Chhorida「弁護士の職業的アイデンティティの研究: カンボジア弁護士を中心に」 (名古屋大学、2023 年 2 月、博士 (比較法学))
- クチコロフ, ミルショド「ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入-日 米欧及びユーラシア経済連合、並びにロシアの制度との比較を中心に-」(早稲田 大学、2023 年 3 月、博士(法学))
- SOK, VANNY「カンボジア及び日本における民事交通事故法理に関する総合的研究」(北海道大学、2023 年 9 月、博士(法学))
- スフバータル,スフチョローン「モンゴルにおける環境訴訟の展開可能性と課題:モンゴル法・オーフス条約・日本法の比較研究」(名古屋大学、2023年10月、博士(比較法学))

(以上、各大学のレポジトリより。)

・。・。・。・。・。・。 奨学金について ・。・。・。・。・。・。

日本法教育研究センターの修了生のうち、日本国内に留学している者は、 日本政府(文部科学省)奨学金の他、次の民間の奨学金の枠を活用している。

- ・じゅうろくアジア留学生奨学金......2人/年
- ・ロータリー米山記念奨学金......1人/年
- ・マブチ国際育英財団奨学金......3人/年

(3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、例年、第1回(7月)・第2回(12月)の2回の試験が行われるが、コロナにより実施されなかった回が多くあった。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。

表 2 N1·N2 認定者

	ウズベジ	キスタン	モン	ゴル		、ナム ノイ)	カンボ	ジア
2023年第1回 試験 (7月)	N1 N2	2 人 3 人	N1 N2	1 人 1 人	N1 N2	1 人 4 人	N1 N2	-
2023 年第2回 試験 (12月)	N1 N2	0人10人	N1 N2	1 人 7 人	N1 N2	0 人 7 人	N1 N2	-

合格者数はセンター在籍者のみを対象にしており、修了者を含まない。

表 3 参考: N1・N2 認定の目安および認定率等

N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。

読む

- ・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象 度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。
- ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図 を理解することができる。

聞く

- ・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
 - ❖2019 年 7 月:受験者数 116,860 人、認定者数 34,235 人 (認定率 29.3%)
 - ❖2019年12月:受験者数127,828人、認定者数39,312人(認定率30.8%)
- N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある 程度理解することができる。

読む

- ・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快 な文章を読んで文章の内容を理解することができる。
- ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。

聞く

- 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
 - ❖2019年7月:受験者数 164,434人、認定者数 59,160人(認定率 36.0%)
 - ❖2019年12月:受験者数178,040人、認定者数63,810人(認定率35.8%)

(日本語能力試験公式ウェブサイト [http://www.jlpt.jp/index.html] より)

(4) 受賞歴等

● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

(ウズベキスタン)

◆ 第 32 回ウズベキスタン日本語弁論大会(在ウズベキスタン 日本国大使館・ウズベキスタン日本語教師会、タシケント国立法 科大学・名古屋大学日本法教育研究センター(ウズベキスタン) 主催、2024年3月2日) アフ、デ・ゥナシモワ・ナルキ、サ、 **5** 位入賞 ホ、ロチロワ・ナソ、カット 特別賞受賞

(モンゴル)

◆ 第 26 回世界の日本語学習者「日本語作文コンクール」(国際交流研究所主催、2023 年4月30日)

B.ガンゾル 三等賞

* 第 29 回学校対抗日本語スピーチコンテスト(在モンゴル日本国大使館、モンゴル日本語教師会他共催、2023年11月19日)

O.バトオルギル 優勝

(ベトナム (ハノイ))

❖ 2023 年 ハノイ法科大学学生科学研究コンテスト (ハノイ法 科大学主催、2023 年 5 月 31 日)

Ngo Hoang Ha Phuong 第三位

(5) 研究·広報活動

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教 員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法 制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

- ISMATOV Aziz, "Redesigning the Law Curriculum in Uzbekistan" in Anja Mihr, and Cindy Wittke (Eds.) *Human Rights Dissemination in Central Asia*, Springer (2023) pp. 73-87.
- "Covid-19 and Digital Transformation Challenges: Experiences from Uzbekistan and Japan" Alatoo Academic Studies Vol. 43 (1), 2023, pp. 480-489.
- 傘谷祐之「カンボジア・日本法教育研究センター修了生の現況調査報告」Nagoya University Asian Law Bulletin No. 9(2023 年 5 月)153-160 頁。
- PHAN Thi Lan Huong, "Legal Framework on the management of foreign workers in Vietnam", Keio Law Journal No.49, March 2023.
- ----- "Criminal Case No.1 and No.2 on sexual offense" in Trinh Thuc Hien (Ed.) *Toward Vietnamese Feminist Judgments*, University of Economic and Law, 2023.
- "Experiences of some Asian countries in implementing decentralization for metropolitan government and recommendation for Vietnam" in Vietnamese, Journal of Legal Studies, Special Issues, Hanoi Law University, 2023.

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択(発起人団体代表者会議)

第1章 総則

- 第1条(名称)本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」(略称「CJL コンソ」)と称する。
- 第2条(目的)本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター(以下、CALE という)が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。
- 2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」(別添)を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。
- 3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシー に基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。
- 第3条(事業) 本コンソーシアムは、次の事業を行う。
 - ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名 古屋大学大学院法学研究科および CALE との協議
 - ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを 利用した教育(学生募集を含む)・研究事業の調整
 - ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア 諸国における日本法の教育方法(教材を含む)開発
 - ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研 究支援関連事業

第2章 構成員およびオブザーバー

第4条 (構成員) 本コンソーシアムの目的に賛同し、規約 を承認する団体および個人は、理事会および総会の承

- 認を得て、次の各号のカテゴリー別に、本コンソーシ アムの構成員となることができる。
- ①団体正会員:日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、 大学の規模その他の事情により、大学を単位とする 加入を妨げない。
- ②個人正会員:日本法教育研究センターの活動に専門 的関心を有する研究者・実務家
- ③協賛会員:日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体(①を除き、法人格の有無にかかわらない)および個人(①の構成員および②を除く)
- 2 団体正会員(その個人構成員を含む)および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。
- 3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて 平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会 員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確 保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年 会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適 用を妨げない。
- 4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。
- 第5条 (オブザーバー団体) 理事会は、国または地方公共 団体の機関のように、その性格により団体正会員また は団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コ ンソーシアムに対する恒常的な助言を求めるため、オ ブザーバー団体となるよう招請することができる。
- 2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブ ザーバー団体となる。

第6条 (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

第3章 役員および機関

第7条(役員・顧問)本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

①会長: 1名(本コンソーシアムを代表する)

②事務局長: 1名(本コンソーシアムの事務を統括する)

③理事: 5名程度

④監事: 2名(本コンソーシアムの財産および 業務の執行を監査する)

- 2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年 度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任また は資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正 会員は、後任者を指名することができる。その者は、理 事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職 を務めるものとする。
- 3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。
- 第8条 (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定 機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開 催される。総会においては、団体正会員および団体協 賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表され る。
- 2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで 成立する。出席には委任状によるものも含む。
 - ①団体正会員の過半数が出席すること
 - ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

- 3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができる が、議決権を有しない。
- 4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付すことができる。
- 5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすこと により、総会の議決として成立する。
 - ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
 - ②出席正会員の総票数の過半数の賛成
- 6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正 会員は、総会の議決に際して、各6票を行使すること ができる。個人正会員は、各1票を行使することがで きる。
- 第9条(総会の権限)次の各号については、総会の議決を 要する。
 - ①本規約の採択および改正
 - ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直 ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得 られない場合には、遡及的に入会が取り消されるも のとする。
 - ③役員・顧問の選任
 - ④活動方針の決定
 - ⑤予算および決算の承認
 - ⑥本コンソーシアムの解散
 - ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項
- 第10条(理事会)本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。
- 第11条 (専門作業部会) 理事会は、本コンソーシアムの 専門的事業のために、専門作業部会を設けることがで きる。
- 第12条(事務局)本コンソーシアムの事務局を、CALE におく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務 局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

第4章 財政

- 第13条(財政の原則)本コンソーシアムの財政は、会費、 寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合 致する収入でまかなう。
- 2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日には じまり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- **第14条**(年会費)本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。
 - ①団体正会員 3万円
 - ②個人正会員 5,000 円
 - ③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円
- 2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の 部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体 正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、 減額することができる。
- 3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、 理事会の提案に基づき、総会の議決による。
- 4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定めら

れた団体正会員は、総会においてその年会費額 5,000 円ごとに1票を有するものとする。

第15条(正会員会費の使途の限定)本コンソーシアムの 団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法 教育研究センターのランニングコスト(特任教員の人 件費を含む)に支出してはならない。

第5章 雑則

- **第16条**(最初の事業年度)本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日からはじまる1年と定める。
- 第17条(効力発生)本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。
- 第18条(経過規定)第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

(別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、 母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。

- 40 -	
--------	--

団体協替会員



TMI総合法律事務所

















大江橋法律事務所





株式 名南精密製作所 MEINAN SEIMITSU SEISAKUSHO

日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・

2023 年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

464-8601 名古屋市千種区不老町

Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902

E-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/

発行日 2024年12月

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。

